第七期第1回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録 (要旨)

1 日時 平成29年2月16日(木):午後4時01分~午後5時13分

2 場所 練馬区役所

3 出席者 荻野 (陽) 委員 小川委員 伊藤委員 椿委員(代理・川久保氏)

小場瀬委員 山根委員 小原委員(代理・南氏)

新妻委員(代理·藤森氏)

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 0名
- 6 議題
 - (1) 開会
 - (2) 委員自己紹介
 - (3) 正副会長の選出
 - (4) 福祉有償運送運営協議会について(概要説明)
 - (5) 運営協議会会議録の公表方法について
 - (6) 第六期第4回 議事録の確認
 - (7) 練馬区における移動困難者の現況について
 - (8) 特定非営利活動法人「シニアふれあい練馬」(更新登録)の協議
 - (9) 特定非営利活動法人「介護支援事業所 縁」(更新登録)の協議
 - (10) その他

1 開会

○事務局

皆様、こんにちは。まだお見えになっていない方も少しいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから第七期第1回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日は期が改まりまして初めての運営協議会となります。会長、副会長が決まるまでの間は事務局で進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、委員に就任いただく皆様の委任状につきましては、机上に配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

なお、任期は、本日から平成30年9月30日までとなっております。

次に出席の状況についてです。委員数14名のところ、現在7名の委員が出席されておりますので、運営協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

(注記) 遅参者2名を含めると出席は合計9名となりました。

では、本日の資料について説明いたします。

(事務局 資料確認)

2 委員自己紹介

○事務局

引き続きまして委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは名簿の順に 従いまして、一言ずつお願いをしたいと思います。

-各委員自己紹介-

〇事務局

ありがとうございました。それでは、これより議題に入ってまいります。

本日は、まず正副会長を選任し、その後、更新時期を迎えます2団体について、更新登録の協議をお願いする予定となっております。

なお、本日の運営協議会は、おおむね1時半を予定しておりますので、よろしくお願い します。

3 正副会長の選出

〇事務局

続いて、会長、副会長の選任をお願いしたいと思います。

会長、副会長は、委員の皆様の互選により決することとなっておりますが、いかがなさいましょうか。委員、お願いします。

〇委員

委員にお願いしたいと思います。委員を会長として、委員に副会長をお願いしたらどうかと思います。

〇事務局

皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局

ありがとうございます。会長、副会長が選任されましたので、これ以降の進行は、会長 にお願いしたいと思います。

〇会長

それでは、改めまして、皆さん、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありが とうございます。会長ということで仰せつかりました。副会長とともに会の進行をさせて いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4 福祉有償運送運営協議会について(概要説明)

〇会長

それでは、ここから先、私の方で進めさせていただきます。今、次第の3番、正副会長

の選出まで終わりましたので、4番、福祉有償運送運営協議会について(概要説明)ということになります。こちらについて、事務局の方、説明をお願いいたします。

○事務局

まずこの協議会についてですが、練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱に基づき、設置しております。資料2として、要綱をお示ししてございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

協議会の概要説明につきましては、資料3の枝番1から5までをご用意しております。 なお、今回は新規に委員となられた方が欠席のため、協議会の概要等の説明は省略させて いただきます。

事務局からは以上です。

〇会長

ありがとうございます。皆様、引き続きの委員ということで、代理の方もいらっしゃいますけれども、今回は新任の方がいらっしゃらないということで、ただいま事務局から説明がありましたとおり、概要説明については、今回は省略をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(はい)

〇会長

よろしいということで、ご了解いただきましたので、続きまして次第の5番に移ります。

5 運営協議会会議録の公表方法について

〇会長

運営協議会会議録の公表方法についてでございます。

こちらについては、特に資料はないので、私の方から口頭でご説明をさせていただきます。従来から運営協議会の会議録につきましては、練馬区のホームページで公表させていただいており、第七期の運営協議会につきましても、同様にさせていただきたいと思っております。後で第六期の方の議事録の確認をさせていただきますが、皆さんの委員のお名前については単に委員ということで、どの委員なのかというところについては、伏せる形で、ホームページで公表させていただきたいと思っております。

従来どおりのやり方ということですけれども、皆様の方で何かご意見等がありますでしょうか。従来どおりということでさせていただいてよろしいでしょうか。

(はい)

〇会長

ありがとうございます。

それでは、ご了解をいただきました。次、第六期第4回議事録の確認について、移らせていただきます。

6 第六期第4回 議事録の確認

〇会長

第六期は前回になりますけれども、第4回の会議録の確認ということになります。資料の4になります。

こちらの資料4につきましては、以前、幾つか議論になった点がございますので、そちらの運送しようとする旅客の範囲に絡みまして、いわゆる基本チェックリストの該当者に当たる方に関してはご意見を頂戴したところです。

こちら資料4の中でどこがそれに当たるのか、今回は公表するものと違って、委員のお名前を掲載し、ご意見の部分にアンダーラインなどを引いています。これはこの形で公表しない共用の会議録のでございます。10ページ11ページのあたりをお開きいただけますでしょうか。

こちらのあたり、委員の方からご意見をいただきました。

「せっかくなので聞きたいのですが、今年の道路運送法が若干変わって、いわゆる要介護、要支援というか、介護保険法でいうところですね。今度の改正では、チェックリストがどうだというのが加わっていないです。それもついでに入れておいてもいいのかというふうに思いました」という部分です。

それについては、一旦持ち帰って、調べたほうがいいのかなと思いますが、どうでしょうかといったところでした。

資料4の11ページにかけてですけれども、「チェックリストの該当者というのはここにある項目1から2にもありますけれども、もしかすると該当しないかもしれない。そうしたら、該当なしとなり利用できません、となる可能性が高いと思われます」といったことで、チェックリストの扱い方について、幾つか意見をお示しいただき、一旦持ち帰りますというようなお話になっておりました。

これについては、前回も会長をさせていただいた私の方から「一旦持ち帰らせていただきます」というふうに申し上げましたので、ここで改めて事務局の方でご説明をさせていただきたいと思います。

では、事務局、お願いいたします。

〇事務局

それでは、事務局からご説明させていただきます。

前回、委員からご発言がありましたとおり、基本チェックリストの該当者についてということで、そもそもこの福祉有償運送に該当するのかどうかというところから、ちょっと調べさせていただきました。お手持ちの資料3-2の4ページにございますが、こちらは国土交通省の資料です。平成27年3月で改正されてございまして、4ページの(ハ)というふうになっているところの部分、「また」以下ですが、「また、「その他の障害を有する者」には、」というところがありまして、この中に介護保険法の、ちょっと省略させていただきますが、「厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者(基本チェックリスト該当者)についても、当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合には、福祉有償運送の旅客対象として取り扱うものとする」となってございます。

そのため、この練馬区で言うところのチェックシートの方に該当するというふうに練馬

区では考えてございます。もっと翻って、そのチェックシートを変える必要があるかどうかという点につきましては、お手持ちの資料では資料6の、今日のシニアふれあい練馬さんの資料で、22ページのところをごらんください。こちらが今使っているチェックシートになります。こちらの基本チェックリスト該当者については、その他の障害を有するものに該当するというふうになってございますので、ここの二の部分の括弧の中、「その他」というふうに丸をしていただいて、この基本チェックリスト該当者だよというところを、ここに書いていただくことで、その対象者というふうに考えられるのかなというふうに思ってございます。

なので、あえてそのためにチェックシートを今回変える必要はないのかなというふうに 考えてございます。しかし、改善したほうがいいというご意見があれば、次回に向けて改 良していければなというふうに考えてございますので、ご意見を頂戴いただければと思っ ております。

事務局からは以上です。

〇会長

ありがとうございました。

前回の宿題になっておりましたチェックシートの該当の方については、どうなのでしょう。このチェックシートを見直す必要があるのかどうなのかという議論につきましては、事務局としては上の方、利用者番号の下の欄です。福祉有償運送を必要とする理由のハとこのうちの二に丸をつけていただいて、二の中の一番右側、「その他」に丸をして、具体的な内容にしては下段の障害の内容の括弧書きのところに書いていただければ、今までどおりのチェックシートを使って、対象というふうに見直すということでよろしいでしょうというふうに考えます、という説明でございました。

この件につきまして、いや、それではなく、といったご意見、あるいはそれでいいのではないでしょうかといったご意見がありましたら、どうぞお手を挙げてご発言を賜れればと思いますが、いかがでしょうか。

〇委員

私の方から、議事録の修正について、提案をしたのですが。

○事務局

すみません、議事録の訂正については説明が漏れておりました。本日付で委員から訂正 のご連絡はいただいておりまして、今日お配りした資料には反映ができていないのですけ れども、そのとおりに修正をさせていただきたいと考えております。

重要な部分で言いますと、資料4の11ページのところですが、ここで委員の発言の中で 後段の部分、「チェックリスト」という言葉が二つ出てきますけれども、こちらは「チェックシート」となりますので、これは練馬区で用意しているこちらのチェックシートのことを意味しているという形になりますので、そのようにご理解いただければと思います。

〇委員

話を戻します。事務局の説明ですと、チェックリストに該当者というのは、介護保険の項目ですので、むしろハの要支援1、2の該当者と入れたほうが自然だし、正しくなるのではないかなと思います。

〇会長

ご意見としては、二ではなくて、ハの中に「その他」で入れたほうが、ここの趣旨に合うという。

〇委員

その他と言いますか、チェックリスト該当者というふうな名称と言いますか、要は、今のこのチェックリストですと、要介護は関係ないのですが、要支援の1、2と同一のものとして、チェックリスト該当者があるというのが法律的な解釈として正しいのではないかなというふうに思うのですが。その他の障害ではないかなという。

〇会長

あくまでも介護保険法という趣旨からしたら、ハのカテゴリーに入れないと、ちょっと 違うのではないですか、というご意見ですね。

〇委員

ちょっと違和感がありました。

〇会長

そういった考え方ですね。

〇委員

すみません。

〇会長

どうぞ、委員。

〇委員

介護保険法のお話の観点からと、ちょっと私も不勉強で申しわけないのですけれども、 一応この資料3-2の処理方針のハには、「その他の障害を有するものに自閉症、学習障害などの発達障害を有するものを含むものとし、また介護保険法に基づく基本チェックリスト該当者についても、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合には認められる」とされておりますので、有償運送の制度上は二に入れていただければなと思います。

〇会長

「また」から先が介護保険法なのであって、その他の障害を有するものにはというところは介護保険法ではなくて、やっぱり障害ですよという、そういうことですね。今のご発言の趣旨は。

〇委員

そうです。「その他の障害を有する者」というのが結局ニに該当する方々でして、その ニにこの基本チェックリスト該当者も含めていただければといったところです。

〇委員

障害を有するものの中にさっきみたいな人が含まれたということですよね。

○委員

そうです。チェックリスト該当者もこの「その他の障害を有する者」に含めていただければ。

〇委員

だから二というのが「その他の障害を有する者」で、その中に発達障害の人とか、あと 今回の介護保険の人も両方入るんだよと。だから、二の中でいいのではないでしょうかと いうことですよね。

〇委員

はい、そうです。

〇会長

これは、すみません、どちらもあるという読み方なのですかね。「「その他の障害を有する者」には」の前段で「自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとし」というのが1個あって、「また」というところで今度は障害ではなくて介護保険法の話が出てきて、「介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者についても、当人が困難であるというふうにしている場合には、これに該当させますよ」というふうに書いてあるので、何かこれを読むと、障害の場合も介護保険法の場合もどちらも、その他というのでしょうか、ご本人が困難であるといえば該当するというふうに読める気がするので、これはハとニと。

〇委員

ハがですね、要支援認定を受けている方というふうに施行規則上なってしまっていまして。

〇委員

だから、施行規則を見ないとよくわからないですよね。

〇委員

道路運送法の施行規則では、イが身体障害者手帳の交付を受けていらっしゃる方で、ロが要介護認定を受けていらっしゃる方、ハが要支援認定を受けていらっしゃる方。ニでその他の障害を有する方というふうに申しておりまして、そこで介護保険法が改正されたということで、この処理方針も一緒に改正されまして、その他の障害を有する方の中に、この介護保険法に定める基本チェックリスト該当者の方も含めていいのではないかなといったところで開設されました。

〇会長

そうすると、ハは、もう要支援以外のものは入らないということなのですね。

〇委員

ハは要支援です。そうです。

○会長

とすると、もう、今ご意見はありましたけれども、もともとの法令の趣旨からいったら、 ニのところで、もうそのまま読む、それが法解釈としては適当だということで、今委員の 方からご説明をいただきました。そうしましたら、今の最初の事務局の説明のとおり、区 で言うチェックシートで読むものについては、ニに丸をつけていただいて、ニのその他で、 障害の内容について括弧書きの中に具体的にお書きいただくという形が妥当なのかなとい うふうに考えます。

今こちらの詳細についての処理方針についてというところで、疑義があるのかどうなのかという話をしましたが、本来の改正の趣旨ということでのご説明をいただきました。そのような取り扱いにさせていただきたいと思いますので、ご了解いただけますでしょうか。 (はい)

〇会長

では、そのような形にさせていただきたいと思います。

委員、ご説明をどうもありがとうございました。助かりました。

それでは、今、ちょっと話がいろいろ行ったり来たりになってしまいましたけれども、 ただいまは次第の6番の第六期第4回議事録の確認ということで、議事録について、あら かじめお申し出いただいたものと今気がついた部分と、あとは会議録の中で、前回、ちょ っと意見があったものについての整理とあわせてさせていただきました。

以上、この間の第六期第4回の会議録の記載事項および内容について、まとめさせていただきましたが、そのほか、委員の方から何かご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

〇会長

そうしましたら、今見ていただいた会議録につきましては、下線の部分とお名前の部分はとった形で区のホームページの方で公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

7 練馬区における移動困難者の現況について

〇会長

それでは、次第の次、7番に進ませていただきます。練馬区における移動困難者の現況 についてでございます。こちらについては事務局の方から説明をお願いいたします。

〇事務局

それでは事務局が説明いたします。

次第7、練馬区における移動困難者の現況について、資料5に基づいて説明をいたします。

この資料の冒頭にも書いてありますが、運営協議会は、移動制約者の方々の状況ニーズや、練馬区地域におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握した上で、練馬区内においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。そのため、こうした形で各種データをまとめ、協議のための基礎資料としてご用意させていただいております。

移動制約者の方の状況やニーズがどれくらいあるかといった、直接的なデータをお示しできれば、理想的なのですが、区で把握することが難しいため、関連すると思われる高齢者の数、障害者の数、あるいは難病の方、人工透析の方の数といった、こういったデータをお示ししております。ここにお示しした高齢者や障害者の全てが移動困難者とイコールというわけではありませんが、高齢者の中で、移動困難者の方がいるかといった数を抽出するのは大変難しいため、こういった数字をお示しさせていただいております。

そのほか区内の一般タクシーや、福祉有償の稼働状況、その他の外出支援事業の状況といったデータをまとめております。

内容の個別の説明はお時間の関係もございますので、割愛させていただきます。

繰り返しになりますが、福祉有償運送の必要性を議論する際の手持ち資料として活用いただければと思います。

簡単ではございますが、事務局から次第7については以上でございます。

〇会長

ありがとうございました。

あくまでも、これからいろいろ審査をしていただくときの参考にするということで、数字的なものをお示しさせていただきました。もしも何か説明をということであれば、事務局の方でも可能な範囲でしかご説明できないかもしれませんが、何か皆様の方でちょっとここをもう少し知りたいといったものが何かございますでしょうか。

○委員

5ページにございます練馬区内のタクシー事業者の状況なのですが、大変申しわけございません。昨日現在の数値をちょっと私計上しておりまして、28年3月31日現在となっておりますが、すみません、昨日私は計上いたしました。

〇会長

こちら29年2月15日現在ですね。わかりました。最新の情報をいただきまして、どうもありがとうございました。

皆様、すみません、お手持ちの資料の時点を28年3月31日ではなく、29年2月15日の最 新の情報ということでご訂正の方をすみません、よろしくお願いいたします。

その他、よろしいでしょうか。

(なし)

8 特定非営利活動法人「シニアふれあい練馬」(更新登録)の協議

〇会長

よろしいということでしたら、早速次に参りたいと思います。

次第の8番になります。こちらからが本来の協議になるわけですけれども、特定非営利 活動法人「シニアふれあい練馬」(更新登録)の協議に移らせていただきたいと思います。

まず説明の手順について、ご説明をさせていただきます。最初に事務局から更新登録に 当たっての変更点など、大まかな説明を行わせていただきまして、その次に、団体の方に 活動内容や補足の説明を行っていただくような形で進めさせていただきたいと思っており ます。そのような形でご了解いただければと思います。

では最初に事務局から説明をお願いいたします。

〇事務局

それでは事務局から「シニアふれあい練馬」(更新登録)について、説明させていただきます。資料の6番の1枚目の横長の確認表というのをごらんください。

こちら、前回平成26年3月の更新と比較をし、主な変更点を中心にご説明をします。こちら真ん中の変更欄に丸印がついているところが前回と内容が変わった点でございます。まず一番左側のNo.1、2、3については変更なしです。

次、No. 4は、持込車両1台が普通車両に変更されております。車両5台以上ということで、使用権限を運送主体が有している契約書、安全運転管理者証の写し等の確認は事前に事務局にて行っております。

次、No. 5、普通免許証運転者数が17名から27名に変更されています。こちらも運転者の免許証、講習受講等の確認を行っております。

No. 6、運転管理責任者の就任予定者が変更となり、人数も1名から3名になっております。

No. 7は、こちらについてはチェックシートで、ハ、要支援認定者(14名)、二、知的障害者2名について提出をいただいております。

No. 8は、保険証などにて、対人・対物無制限の保険に加入してあることを確認して おります。

最後になりますが、39、40ページは運送実績把握資料ということで、団体の3年間の実績等のデータをお示しさせていただいておりますので、協議に当たっての参考資料としてご参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

〇会長

事務局、ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので、特定非営利活動法人「シニアふれあい練馬」さんの方から、今の事務局の説明のほかに、補足などありましたら、よろしくお願いいたします。どうぞ。

○シニアふれあい練馬

「シニアふれあい練馬」と申します。

特に補足説明をすることはありませんけれども、恐らくこの中で、非常に運転者が増えたということについて、疑問が皆さんあるのではないかと思います。実は運行実績を見ていただきますと、ここは27年までしか出ていないのです。今年の実績はこれから出るのですが、3月までの実績を推定しますと、件数で40%以上増えているのです。毎日運転するという人が3名くらい増えまして、そのために非常に件数が上がっているのです。そういった点で運転手を増やさなければいかんということがありまして、それで、今年の運転者の申請は増えているということです。

それ以外は特にありますか、何か。

〇シニアふれあい練馬

そうですね、3年前のちょうど今ごろだったのですが、料金改定をお願いしました。それが最終的に認められ、26年4月実施だったところ、若干準備に手間取って、5月から実施をいたしました。その結果、一番特徴的なところは、それまで初乗りを1時間まで1,000円ということでやっていたのですが、やっぱりドライバーさんにも非常に評判が悪くて、幾ら何でも1時間まで1,000円ではかわいそうだというようなことがありました。それで、私どもは福祉車両の方の移送も若干あるものですから、そちらとのバランスも考えて、最終的にお認めいただいた料金が、それまでの1時間まで1,000円だったものを30分まで1,000円としていただき、その後は、30分増すごとに500円増えるというパターンになりました。したがいまして、30分以内の移送は、料金改定と関係なく据え置きということです。30分を超えたところから、一律に500円増えたということです。それが徐々に数字に反映してきているのですが、全体として見渡しますと、やはり意外に30分以内の移送は多いです。

皆さん、ご承知かと思いますが、都内の一般道を走りますと、例えば、目白通りを時速50キロの道路ですが、走り終わってみますと、大体1時間の走行で20キロぐらいしか行けていないのです。これが、ごく一般的、常識的な都内一般道の主に幹線道路を使った走行の実態なのです。

そういうことがありまして、利用される方の出費をなるべく抑えたいというようなことがありまして、それで、全体として見渡しますと、30分以内の移送というのが、結構統計を出したわけではありませんけれども、3、4割ぐらいは、30分以内というのがあるのではないかなと思っております。

〇会長

ありがとうございます。

ただいまの、今、シニアふれあい練馬さんの方から、今回の変更点ではないのだけれども、料金について、今の現状などについてご説明をさせていただきました。比較的短い距離での利用が多いということと、今回、特に、毎日利用される方が、3名ほどおいでになったということで、運転手さんを増やす必要があるということからは、昨年度に比べると運転手さんの数が、17名から27名なので、10名、非常に大幅に増えていらっしゃる。

そのほか、事務局の方から説明がありましたけれども、いずれも、例えば、件数が増になっていたり、あるいは、保険についても、今まで制限があったものが無制限になったり、いずれにしても、充実した形での見直しをしていただいているのかなと受けとめました。

この後、協議という形になります。直接委員の方の方から、シニアふれあい練馬さんの 方に、さらに確認しておきたいことがありましたら、今の時点でご発言をお願いしたいと 思いますが、いかがでしょうか。

〇委員

ここまでで教えてほしい。運転手さんが足りないからといって、そう簡単には増えないと思うのです。1年間というか、団体の方もなかなかやっぱりお金を出してといっても、そんなには集まりにくい状況があるのですけれども、1年間で一気に10人集めたという秘訣があったら、教えてほしいです。

〇会長

なかなか人数、運転手さんを増やすのは、そう簡単なことではないと思うけれども、10 人を増やした秘訣を。

○シニアふれあい練馬

はい。若干の補足になるのですけれども、27名という数字だけ見ますと、何か27名がみんな同じ活動ができるように誤解されやすいのですが、月に3回ぐらいしかできない人もいれば、毎週特定の、例えばAさんは、私は木曜日しかできませんというような、いわば条件つきのドライバーさんがいっぱいいます。

ですから、フル稼働でいつでも来いという、手ぐすねをひいて待ってくれているようなドライバーさんの数というのは、半分と見なくてはいけないです。

〇シニアふれあい練馬

シニアふれあいは、常時、運転手を待機して、1日に2回も3回も送迎をするという体制をとっていません。

つまり、シニアふれあいの趣旨は、そのシニアの居場所というか、生きがいをつくると

いうのが目的なので、なるべく大勢の人に入ってもらって、そして、その人は、それぞれ 1日に1回ぐらいそういう仕事をやって、それで、あんまり健康に害さないような範囲内 でやるというのが趣旨なのです。

ですから、よそから来られると、恐らく相当経営効率は悪いです。ですけれども、目的がそういうことですから、そういうことで徹底してやっているのです。

〇会長

そうすると、利用される方にとってもありがたいし、運転してくださる方にとっても生きがいになり、どちらにとってもいい方向でというのが、目指されているということですね。なかなかつなぐ方は大変かもしれないですけれども、この依頼があって、どなたに運転してもらうか、どう結びつけるかというところは、なかなかご苦労される点はあるかもしれないですけれども、結果的にそれがいい形で今、回っているということのようです。そうすると、17名から27名に人数が10人増えたからといって、もうその戦力としてすごく増えたということではなくって、ちょっとずつの方を、週1回の方なり、何なりを皆さんにご協力いただいているという形だということですね。

〇シニアふれあい練馬

原則として、一人のドライバーは、1日、1本しかやらないというふうに決めてあるのです。どうしても手がないときでも、午前と午後の1本ずつで、時間を空けなさいというふうにやっているのです。そうしておきませんと、前の移送が押せ押せになった場合に、二つ目の移送の時間が迫ってきますとドライバーの気持ちも焦りますし、それが一番事故のもとです。ですから、原則としては、1ドライバー、1日1本という原則でやっております。

〇会長

はい、わかりました。ありがとうございました。

〇シニアふれあい練馬

それからもう一つは、そういう体制でやると、その運転手の収入がそんなに増えないので、いわゆる社会保険料なんかは、少なくて済むのです。もう要らないということになります。そんな面で、事務量も減ります。

〇会長

それぞれの団体さんによって設立の趣旨や考え方もありますが、シニアふれあい練馬さんとしては、そういった趣旨のもとで活動して、皆さん、それに賛同してやられているのでうまく回っているということのようです。委員、秘訣はよろしいでしょうか。

〇委員

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○会長

ほかの委員の方、どなたか確認をしておきたい事項は、ありますでしょうか。 委員、どうぞ。

〇委員

受け手の方、運転者の方は増えたという部分については、秘訣を十分伺って、参考にしたいなと思いました。逆に、利用者が増えたという部分については、突然、練馬区がどこかの路線が動かなくなって廃止され、利用者が増えたというふうには思えないのですが、

どういった理由で利用者が増えたのか、お聞かせいただきたいなと思います。

〇シニアふれあい練馬

利用者につきましては、残念ながら積極的なPRは、意図的にしていないです。

つまり、新しく入会された利用会員さんが、口をそろえておっしゃるのは、こんなのがあるのだったらもっと早く知りたかったと。もう見事にそういうことなのです。それで、どうしてあなたたちは、もっと区報などを利用して、どんどんPRをしないのですかということをよく聞かれるのです。

だけれども、実際問題として、それを無計画にやってしまうと、断り切れないくらいの利用会員さんが膨れ上がり、もうお手上げになります。今は申し訳ないけれども、我々は自然増と称している、ケアマネジャーさん、ヘルパーさん、あるいは福祉の窓口など、そういうところへ相談したら、リストを見せられて…

〇会長

パンフレットとかいろいろありますから。

〇シニアふれあい練馬

あとは、自分で相談して決めてくださいという形で来るわけなのです。 練馬区のお出かけハンドブックを見て来るというのが多いです。

〇会長

そうすると、なぜ急に増えたのですかというところについては、会員さんからは特に聞き取ってはいらっしゃらないということですね。

○シニアふれあい練馬

そうです。とにかく、じわじわ増えるということは、もう日常に実感しています。

〇会長

そうすると、区の窓口であったり、どこかでご案内したり、あるいは会員さんの口コミであったりというところで、新しい会員さんにつながっているという形ですね。

〇シニアふれあい練馬

そういう申し込みの方が、原則として、私たちは、断りません。何とか頑張って引き受けています。特に、定期便の方が増えるときが一番問題でしてね。

〇会長 毎日の方ですね。

〇シニアふれあい練馬

毎日になりますでしょう。

それが増えたから、急に件数が上がったと。だから、件数ほど、人間は増えていません。

〇会長

そうですね。40%増しと先ほどおっしゃっていたのは、同じ方がたくさん使われるから ということですね。

〇シニアふれあい練馬

そういうことです。

〇会長

委員、よろしいでしょうか。

○委員

はい。断らないというところがやはり、そこだったら頼めるよといろいろな人から伝わ

って、そういうふうに増えたのだなと思います。やはり今までの信用が、そのように繋がっているのだなと感じました。ありがとうございます。

〇会長

皆さん、よろしいでしょうか。

(はい)

〇会長

それでは、更新登録に向けての協議は整ったものといたしますので、シニアふれあい練馬さん、本日は、どうもありがとうございました。協議は、整ったものとさせていただきますので、ご退席、どうぞよろしくお願いいたします。

(シニアふれあい練馬 退席)

9 特定非営利活動法人「介護支援事業所 縁」 (更新登録) の協議

〇会長

続きまして、次第の9番になります。特定非営利活動法人介護支援事業所縁さんの更新 登録の協議に入らせていただきます。

協議の手順につきまして、説明をさせていただきます。先ほどと同じく、事務局から更新登録に当たっての変更点など、大まかな説明を行わせていただきまして、その後に、団体の方に活動内容や補足の説明を行うような形で進めさせていただきます。

それでは、まず、最初に、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、先ほどと同じように、資料7の1ページ目をごらんください。変更点について簡単に説明いたします。

まず、No. 1から4にかけて変更は、ございません。

No. 5では、普通免許運転者が4名から2名へ。二種免許運転者が1名から2名に変更されており、運転者数の全体では、前回より2名減り、1名増え、合計4名となっております。

No. 6、運転管理者責任者、就任予定者、こちらが変更されております。

No. 7、チェックシートにつきましては、2、知的障害者7名、精神障害者3名、合計10名の提出をいただいております。

No. 8、保険証の写しにて対人・対物、こちらも無制限で加入されておることを確認しております。

あと、一番最後の27、28ページは、実績となっておりますので、協議に当たっての参考 としてください。

事務局からは、以上です。

〇会長

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、特定非営利活動法人介護支援事業所

縁さん、補足の説明をお願いいたします。

O介護支援事業所 緣

私は、介護支援事業所縁の事務局を担当しています、池澤と申します。よろしくお願い します。

私どもの法人の場合は、ちょうどNPO制度ができて、すぐに立ち上げた法人でして、 石神井の方で介護支援事業所、デイサービス、それから主に障害児のデイサービスとその 3事業所を営んでおります。

それで、この十数年の歴史の中で、そのニーズの中でこういった有償事業も行ってほしいという話がありましたので、今、サービスを開始しております。

今回、特に利用者数とか、大きな変化というのは、特にございません。運転者の方も、若干退職等がございました関係で、メンバーがかわってはいるのですけれども、基本的には、やはり人様の命を預かるというところで、二種免許の所持者をこちらのメンバーに加わってもらいまして、より安全とか、あとは、法に則った運行をするように心がけております。そういった意味で、二種免許の所持者を1名増やしております。

あと、利用者さんも入れ替わりはあるのですけれども、基本的には、固定された方が多くて、古い利用者さんもいらっしゃいます。

あと、大きな事故もございませんでしたので、一応、特段、大きな変化というものもご ざいませんでした。

以上です。

〇会長

ありがとうございました。

こちらをちょっと見させていただきますと、運行実績の推移等を見させていただきますと、27年度走行距離とか、回数とかの方が減っていらっしゃるところについては、これは、利用者さんのご事情ということで、特に大きな理由があったわけではない。

O介護支援事業所 **縁**

特に、理由としては見当たらないですね。

〇会長

そうですか。わかりました。

皆様の方からこの協議に当たりましてご質問等ありましたら、お願いいたします。

この登録されている対象の方なのですけれども、前回のときには、41名重複なしが、今回、30名重複なし。これは、数的には、結構少なくなったように見受けられるのですけれども。

O介護支援事業所 **緣**

そうですね。子どもたちが、例えば卒業して、転居されたりとか、そういう事情があったりすると結構大きな数が動いてしまいます。

〇会長

そうすると、その施設を運営されているので、そちらの施設の方の、例えば卒業であったりとかということに合わせて、増えたり、減ったりということが…

O介護支援事業所 **縁**

結構どさっと増えたり、減ったりとか、そういうのはあります。

〇会長

あるということなのですね。たまたま期限とかで切ってみると、こういう数字があるけれども、毎年卒業とか、入学とかがあると、ある程度まとまった動きはあるということなのですか。

〇介護支援事業所 緣

ということなのです。

〇会長

なるほど、はい、わかりました。

皆様の方からご質問がありましたら、どうぞ。

委員、どうぞ。

〇委員

ある程度、やはり施設の行き帰りの送迎がほとんどになるのですか。

O介護支援事業所 **緣**

障害児は、そうですね。

〇委員

それ以外には、どんな目的がおありですか。

〇介護支援事業所 緣

例えば、子どもですので、遊戯施設とか、映画館とか、そういう催しがあったりすると そこまで行くとか、そういったこともあります。

〇委員

では、施設に通っていて、施設のその生きがいの延長線上のニーズがほとんどで。

O介護支援事業所 **緣**

ほとんどというよりは、そういったこともあるし、あと、日常お家に帰られて、そこから、またどちらかに行かれるとか、そういうのもあります。

○委員

割合的には、どんなものですか。

O介護支援事業所 **緣**

そうですね。例えば、私たちのやっているデイサービスに来られて、それで、ご父兄が迎えに来られて、一旦戻られる。やっぱり直接、例えば、施設から行くとなると、その事故が起きたときの責任問題等がありますので、一旦はどこかで受け入れて、そこから出発という形が多いように思います。

〇委員

では、施設さんとは関係なく、例えば、日曜日だとか、お休みの日に自宅から入院施設 に行くとかというケースはないですか。

O介護支援事業所 **緣**

そういうのもあります。お休みのときというのもあります。

〇委員

では、施設が関係なく、行かれる。

O介護支援事業所 **縁**

そうですね。それは、ご自宅からという意味ですね。

はい、あります。

〇委員

それは、パーセントは大体。

O介護支援事業所 **緣**

そうですね。多分3割ぐらいだと思います。

○委員

結構あるのですね。

〇介護支援事業所 緣

やはりお休みのときは、職員も結構お休みだったりするので、なかなか応えられないという部分もあるのですけれども。

〇委員

ありがとうございます。

〇会長

今、結構、通常だとドライバーさんがお休みかなと思われるときのニーズも3割ぐらい あるということですと、人数的に運転手さん4名で、なかなか厳しそうだなと思いますが。

〇介護支援事業所 緣

やっぱり集中してしまいます、特定の人にとかです。そこはもう、丸1日お出かけしているわけではないので、行きはAさん、帰りはBさんとか、そのやりくりをしています。 休みのときですけれども。そういった形で対応はしています。

あと、少なくとも1、2か月前には、その予定がわかっているので、ある程度やりくりはできています。

〇会長

そこは、皆さん、お互いに工夫をしながら、うまく組み合わせをしてやっていらっしゃるということですね。

はい、ありがとうございます。

〇副会長

いいですか、質問。

教えていただきたいのですけれども、使用車両を見ますと、普通車両というので福祉車両は特にないのですが、この運転手さんを見ると、いや、女性なのか、男性なのか、名前からはわからないのですけれども、福祉車両を使わないで運送した場合に、女性だと乗り降りとかがちょっと大変だとか、もしくは、運転手さんはもう全くその乗りおりには、サポートをしないという。

O介護支援事業所 **緣**

いえ、サポートはしています。女性一人なのですけれども。

〇副会長

一番上の方が女性なのですか。ほかは、男性なのですね。

O介護支援事業所 **緣**

男性なのでね。女性もこの業界でベテランな人間なものですから、その扱いは、非常になれております。

〇副会長

ああ、そうですか。

そうすると、普通車両でも、そう困難ということはないと。

〇会長

そうですね。

〇副会長

ああ、そうですか。ありがとうございます。

〇会長

ほかの皆様は、よろしいでしょうか。

(はい)

〇会長

よろしいですか。そうしましたら、更新登録に向けての協議、縁さんの分について整ったとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(介護支援事業所 縁 退席)

10 その他

〇会長

続きまして、10番、その他になりますが、委員の皆様の方からこの機会に何かご発言されたいところはありますでしょうか。

委員、どうぞ。

〇委員

すみません。資料をお配りしても大丈夫ですか。タクシー運賃の初乗りが変わりまして。 東京の特別区・武三交通圏のタクシーの初乗短縮運賃の、運賃の変更について、簡単に ご説明したいと思います。

近年、訪日外国人の増加に伴いまして、タクシー運賃を国際標準に合わせつつ、近距離利用者と長距離利用者の負担の公平感を向上させる観点から、利用者の実際の乗車距離に応じた運賃にする動きが見られまして、この練馬区を含む特別区、武蔵野・三鷹市交通圏に営業所を有するタクシー事業者の各社から、国が定めましたタクシー運賃である公定幅運賃というものを変更するよう要請書が昨年4月に提出されました。

昨年12月20日付で新たな運賃の公示をさせていただきました。内容といたしましては、これまで初乗り2キロ730円だったものを、初乗り1.052キロ410円程度とし、そこから段階的に加算していくものでございまして、2キロになったときに730円を超えないよう、初乗り距離や運賃額、加算距離を組みかえたものとなっております。

運賃の変更・実施は、本年1月30日に実施させていただいております。

新運賃のポイントといたしましては、約2キロまでの運賃は引き下げになっております。 約2キロから約6.5キロまでの運賃は、引き下げになる部分と引き上げになる部分がございます。約6.5キロ以上の運賃は、引き上げになっております。

タクシーの運賃制度として、大きく分けて2種類の運賃がございます。一般タクシー、

駅・まちであるとか、道路を流しているような一般タクシーの運賃は公定幅運賃とされておりまして、一方、介護タクシーの運賃、こちらは自動認可運賃となっております。ともに国が公示している運賃の範囲は変更となりましたが、後者の介護タクシーの運賃に関しましては、従前の初乗り2キロ730円運賃を採用することが、当面の間、可能となっております。ですので、介護タクシーに関しましては、1.052キロ410円ではなく、2キロ730円という事業所様が多数ございますので、ご留意いただければと思います。

したがいまして、この自家用有償運送の対価の基準となる地域のタクシー運賃自体は変更となりましたが、今回の運賃変更は、初乗運賃および加算距離運賃を組みかえるものでございまして、組みかえ後の運賃により算定した運送収入が、平成27年度、その組みかえ実施前のものと同等となるものであることを要件として審査させていただいて、公示しましたので、仮に公示前、2キロ730円の運賃料金と近似した設定単位による対価が今後、新たに提示されたといたしましても、一概に営利が目的であって、法令等に抵触するとは言えず、この運営協議会において、その内容を十分に精査すれば、初乗り2キロ730円を基準として設定すること、おおむね2分の1という基準で精査することも、設定することも可能となります。

また、従前協議されまして、設定された対価の変更をこちらと国の方から求めることも ございませんので、今回、更新に当たって、特に対価の変更とか、そういったこともござ いませんでしたので、特段、こちらから変更を求めるということもございません。

以上、こちらのタクシー運賃の変更と自家用有償運送の基準が変わりましたということ を、ご説明とさせていただきます。

〇会長

委員、どうもありがとうございました。

随分テレビのニュースで取り上げて、410円ということで、前の晩にタクシーの方が一生懸命シールをはがして、張り直してみたいなのとか、外国人のインタビューだったりとか、ママさんたちが近場で「これなら乗ろうかしら、ワンコインなら」なんてやっているのを見たので、そのあたり、「ああ、あれね」なんて思いながら、今、聞かせていただきました。

委員、せっかくご説明を今、いただきましたので、何かご質問がありましたら。よろしいでしょうか。

(特になし)

そうしましたら続きまして、委員から資料の配付をいただきましたので、よろしければ、 ご説明をお願いいたします。

〇委員

毎年、移送サービスのつどいという、年に1回、福祉有償運送を中心としたサービスに ついて考えようということがございます。

今年は、その改正道路運送法が施行されてちょうど10年目を迎えます。その間、いろいろな法律に基づいたことがあったと思いますし、もともとつくってきた方にも、お越しいただきながら、現況が、果たしてどう思っているのかといいますか、法制化に取り組んできたわけですが、実際に法制化したときに、どんなものかと、現場の方でどんなことが起きているのかなとか、利用者から見たときに、本当に使いやすい制度なのかなとかという

ことを、みんなで改めて考えてみながら、この先の10年を考えたときに、何が見えるかなと。余り何も見えないのではないかという気もしなくはないのですが、この道路運送法という法律の中で、果たして移動困難な方々の移動権というのが、守っていけるのかなというあたりの話をちょっとできたらいいなというふうに思ってたりしております。

それは、温故知新ということです。それこそ、昔のお話から最新のお話まで網羅していきたいと思いますので、有償運送運営協議会の関係者の方々には、ぜひ聞いていただきたいなというお話もありますので、ぜひと思いまして、今日は、ちょっとチラシの方をお持ちいたしました。

また、ぜひよろしくお願いいたします。

〇会長

ありがとうございました。改めて考えるきっかけになればということで、3月5日のご 案内をいただきましたの、ご都合がつく方、いらっしゃいましたら、どうぞご出席の方を よろしくお願いいたします。ご案内をありがとうございました。

あと、これのほかに、実は、事務局の方からちょっとご案内をしたいという点があると 聞いておりますので、事務局、お願いします。

〇事務局

では、事務局、から一言。

今日、お手元にはお配りしていませんが、こちら、お出かけハンドブックですけれども、27年4月版が、今、最終版となっていまして、こちらを29年度中に発行する予定になってございます。まだ具体的な時期等は未定ですが、10月ごろ発行するという方向でおります。4月以降、また、原稿の依頼等をさせていただくことになると思いますので、団体の方は、よろしくお願いいたします。

ということ、今回から広告料の収入を考えようかなというところで、有料広告を載せる 予定でございます。そういったところでも、ぜひほかの団体の方にもPRしていただけれ ば、ありがたいなと思ってございます。

以上です。

〇会長

ありがとうございました。

有料広告は、区の方針でございますので、そういうことを検討すらしないというわけにはいかないのです。検討させていただきたいと思っておりますので、よろしければ、お声をかけさせていただきたいと思っております。

特にないようでありましたら、本日の議題は、以上で終了とさせていただきます。

次回の運営協議会でございますけれども、事前にお伝えさせていただきましたとおり、 来月、3月にまた開催をさせていただいて、2団体の更新登録協議を行わせていただきた いと考えております。

資料につきましては、当日の1週間ぐらい前に、また、改めて送付をさせていただきたいと考えております。

では、これで特によろしいということであれば、閉じさせていただきたいと思いますので、以上で、第1回福祉有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、お忙しい中、ご出席を賜りまして、どうもありがとうございました。